

マイナ保険証への円滑な移行 に向けた対応について

令和7年10月27日

経過措置終了に向けた広報の実施について

令和7年12月2日以降、経過措置期間が終了し、健康保険証が使用できなくなることから、12月以降の保険診療の受診方法や、マイナ保険証のメリットや使用方法、安全性などの利用促進について周知広報を実施する。あわせて、最近の動向を踏まえ、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れへの注意喚起や、スマホ保険証についての説明も行う。

令和7年							令和8年		
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
▲ 納入告知書への チラシ同封 (事業主宛)				▲ 扶養調書・納入告知書への チラシ同封 (事業主宛)	▲		▲ 医療費通知への チラシ同封 (加入者宛)		
各地方第一紙への 広告掲載				WEB広報(11、12月に重点を置いて実施)					
チラシ・パンフレットを活用した広報									

令和7年8月30日 読売新聞25面に掲載

協会けんぽ 加入者のみなさまへ

これからは 医療を受けるなら マイナンバーカード。

保険証は、マイナ保険証へ。



※マイナ保険証をお持ちでない方でも、資格確認書があればこれまでどおりの医療が受けられます。
詳しくは協会けんぽHPをご確認ください。

忘れずに!



お問い合わせはこちらまで

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

TEL 0570-015-369

8:30~17:15(土日・祝日・年末年始を除く)

全国健康保険協会 神奈川支部
協会けんぽ

〒220-8538 神奈川県横浜市西区みなとみらい4-6-2 みなとみらいグランドセントラルタワー 9階

これからは、
マイナンバーカードを持っていけば、
「マイナ保険証」として使用いただけます。



※カードリーダーはモデルが異なる場合があります。



協会けんぽ LINE 公式アカウントでは
健康情報を配信中!
友だち追加はこちらから!

